

会社 中労委へ再審査申立 都労委判断「支配介入にあたる」に従わず

組合員のみなさん！ ユニオン・国労組合員のみなさん！

東京都労働委員会から11月19日、「組合に基本協約を持たせず、組合員の労働条件について不安定な地位に留め置くことを意図した支配介入に当たると判断せざるを得ない」、と以下の救済命令（主文のみ掲載）が出され、東海労の主張が全面的に認められました。

被申立人東海旅客鉄道株式会社は、被申立人会社内の各労組合と締結した運輸系統の社員運用の変更等及び新人事・賃金制度に係わる現行の基本協約の内容を速やかに、申立人ジェイアール東海労働組合に提示しなければならず、申立人組合がこれに同意し、妥結する旨を被申立人会社に文書で通知したときは、基本協約の締結を拒否してはならない。

この救済命令は東海労が、「会社の基本協約締結拒否は不当労働行為であり無条件で締結するよう」会社に求めて都労委で争っていたことに対するものです。都労委での争点は「主任レポート（運輸所では主任報告）」が新しい人事・賃金制度の根幹か否かでした。

東海労は、新しい人事・賃金制度の交渉では提案されておらず、その後の制度運用に関わるもの。「根幹」ではないと主張しました。会社は、当所、主任レポートは必ずしも新しい人事・賃金制度の導入に伴うものではないとしていました。にもかかわらず途中から主張を変えて、新しい人事・賃金制度の「根幹」だ、としたのです。

実際、職場では06年7月3日付けの所長掲示で『従来どおり「乗務報告書」に記さい…』、と表現されており、新しい制度によるものでなく従来と同じだといことは歴然としていました。

したがって東海労は会社に、命令を真摯に受けとめ、労働組合への支配介入を反省し謝罪し、基本協約を締結するよう求めました。

組合員のみなさん！ ユニオン・国労組合員のみなさん！

しかし会社は、命令に従おうとせず、中央労働委員会に再審査申立をしました。しかも、団体交渉の申し入れに対しては「第三者機関にゆだねた、交渉はしない」としています。中労委で再審査をしても会社の不当労働行為の事実を消すことは出来ません。

東海労は、一切の不当労働行為と弾圧を許さず闘いつづけます